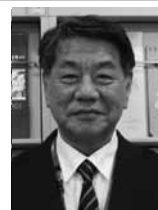


就学義務と外国籍の児童生徒の就学について

和洋女子大学特任教授 しばない やすし
柴内 靖



県内のある中学校では、11月に入り市教育委員会から送付された学齢簿に基づく入学予定者名簿により、次年度入学予定の生徒の確認作業が行われていた。入学予定者名簿には、学区に住所を有し、小学校等の課程を修了予定の者の氏名・住所等が記載されており、更に現在の就学先と本校への進学予定等が示されている。次年度本校に入学する生徒数の確定は、学級数、教室をはじめ施設設備、教材や教員数等に深く関係するので慎重に作業が行われていた。その中には、現在私立小学校在籍中、特別支援学校在籍中、私立中学校受験予定など本校への進学が不確定な者があり、確認作業を進めていた。すると、不確定な者のうち、所在不明の者が1名、外国籍と思われる者が3名含まれていることが分かった。すぐに市教育委員会に確認した。4名とも現在調査中であるが、1名の外国籍と思われた者は日本国籍を有しており、保護者に対して就学義務について説明しているとのことであった。その後、外国籍の子供の状況把握と支援対策について、市教育委員会と協議を始めた。

【関係法令】

教育基本法第5条第1項 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

学校教育法第16条 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に9年の普通教育を受けさせる義務を負う。

【ワンポイントレッスン】

各小・中・高等学校・特別支援学校等では、毎年度入学する児童生徒数の確定に頭を悩ませている現状がある。

とりわけ外国籍の児童生徒の入学は増加しており、千葉県では、小学校3,739人、中学校1,330人の外国人児童生徒が在籍している。

（平成30年学校基本調査より）各学校では、就学が不確定なことや、就学後の日本語指導をはじめとする学習支援を講じることなど様々な就学支援が課題となっている。

そこで、ここでは就学について留意すべき基本的なことを押さえておきたい。

1 義務を負う普通教育について

学校教育法第17条では、「保護者は、子の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。」としており、更に「保護者は、子が小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。」としている。

2 就学義務を履行しない場合について

就学に際し、保護者が就学の督促を受け、なお履行しない場合、学校教育法第144条第1項により10万円以下の罰金が科せられることとなる。

ただし、就学義務は日本国民に課せられた義務であるので、外国人は就学義務の対象とはならず、就学義務違反とはならないことに注意する必要がある。

3 外国人の子供の就学について

外国人の子供の就学については、文部科学省では「外国人の子供に対する就学支援について」において、次のように示している。

○憲法および教育基本法は、国民はその保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負うものとしていることから、普通教育を受けさせる義務は、我が国の国籍を有する者に課せられたものであり、外国人には課せられないと解される。しかしながら、国際人権規約等の規約を踏まえ、公立小学校、中学校等では、入学を希望する外国人の子供を無償で受け入れる等の措置を講じており、これらの取組により、外国人の子供の教育を受け入れる権利を保障している。

○このような方針の下、外国人の受入が行われており、通常、義務教育の就学年齢にある外国人の子供が外国人登録されれば、市町村教育委員会はその登録内容に基づき、外国人の保護者等に対して就学案内を行うとともに、外国人の子供が公立の小学校や中学校等への入学を希望する場合には、市町村の教育委員会は入学すべき学校を指定し、当該学校に入学させることとなる。

国においては、上記内容を各都道府県教育委員会に周知するとともに、教科書無償給付や学用品・修学旅行費等の就学援助を行っている。

4 外国人の子供への就学支援について

外国人の子供に対する様々な支援がある中で、まずは学校が一義的に行っているのは、日本語指導である。

日本語指導の状況については、文部科学省の「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」を見てみると、次の状況である。

○日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数は、平成30年度全国の小学校で26,092人、中学校では10,213人であり、高等学校や特別支援学校等を含めると40,485人となっている。

平成20年度は28,575人であることから大幅に増加している。

○外国籍児童生徒で日本語指導等特別な指導を受けている割合は、79.3%となっている。

現在各学校では、増加傾向にある外国籍の児童生徒への支援について、「保護者への学校教育方針や教育課程等の説明」、「日本語指導をはじめとする子供への支援の仕方」「就学に際する様々な就学援助」等を行っている現状である。

5 本ケースから学ぶべきこと

今回の学校のケースは、どの学校でも行われているが、入学する児童生徒の確定は教育委員会とともに、学校の責務でもある。特に、入学に際して、支援や配慮を要する児童生徒の把握と速やかな対応は必要不可欠である。所在不明の子供の確認については、生死に関わる問題でもあることから、プライバシーに配慮しながらも関係機関や地域の協力を得ながら早急に進めるべきことである。また、外国籍の児童生徒への入学後の日本語指導をはじめ個別支援のための環境を整えることも早めに取り組んでおきたいことである。特に、昨今、英語だけでなく中国語、韓国・朝鮮語、フィリピン語、スペイン語など多様な言語に対応するための指導員の確保など先を見越した対応が必要である。

6 その他

毎年、各学校では、入学する児童生徒を心待ちにしている。全ての児童生徒が楽しく充実した学校生活を送れるよう、必要な支援やきめ細かな配慮を心がけていると思うが、外国籍の子供のみならず、配慮が必要な児童生徒に対して、児童相談所・自治会など関係機関やスクール・ソーシャルワーカー等と連携し、これからも適切な対応を行うことを期待したい。